

石川県公報

令和6年3月29日(金曜日)

号 外

(第19号)

目 次

| 規 則 | | ○石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (競馬業務課) 5 | |
|---|--|--------------------------------------|--|
| ○石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則 (産業政策課) 1 | | | |
| ○技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則 (労働企画課) 5 | | | |

規 則

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十五号

石川トライアルセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(石川トライアルセンター条例施行規則の一部改正)

第一条 石川トライアルセンター条例施行規則(平成十二年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表三十九の項中「九六〇円」を「一、一八〇円」に改める。

(石川県工業試験場等の手数料に関する規則の一部改正)

第二条 石川県工業試験場等の手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

| 別表一の表(1)の項中 | 金属組織の定量 | 1 視野 | 2,640円 | を |
|-------------|-------------|------|--------|---|
| | 金属顕微鏡による検鏡 | 1 試料 | 2,530円 | |
| | 金属顕微鏡組織写真撮影 | 1 箇所 | 3,240円 | |

| 金属顕微鏡試験 | 金属組織の定量 | 1 視野 | 2,900円 | を「焼き増し」を「視野増し」とし「1枚」を「1視野」とし「600円」を「1,180円」に改める。同表(2)の項中 |
|---------|---------|------|--------|--|
| | 組織写真撮影 | 1 箇所 | 3,390円 | |

| |
|---|
| 18,120円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 260円 イ 50時間を超え200時間以下の場合 200円 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 170円 |
| 18,120円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 290円 イ 50時間を超え200時間以下の場合 220円 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 180円 |

| |
|---|
| 18,310円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 260円 イ 50時間を超え200時間以下の場合 230円 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 210円 |
| 18,730円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 290円 イ 50時間を超え200時間以下の場合 240円 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 220円 |

を

を

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| 編織物の剛軟度試験 | 1 試料 | 1,320円 |
| | 編織物の破裂度試験 | 1 試料 |

を

| | | |
|-----------|------|--------|
| 編織物の剛軟度試験 | 1 試料 | 1,320円 |
|-----------|------|--------|

を

| | | |
|-------------|------|--------|
| 編織物のピリング試験 | 1 試料 | 1,320円 |
| 編織物の圧縮弾性率試験 | 1 試料 | 1,590円 |

を

| | | |
|------------|------|--------|
| 編織物のピリング試験 | 1 試料 | 1,320円 |
|------------|------|--------|

を

| | | |
|-----------|------|--------|
| 帯電性試験 | 1 試料 | 1,420円 |
| 熱水分移動特性測定 | 1 試料 | 2,430円 |

を

| | | |
|-------|------|--------|
| 帯電性試験 | 1 試料 | 1,420円 |
|-------|------|--------|

を

| | | | |
|--------|---|--------|------------|
| 2,530円 | を | 4,750円 | に改め、同表②の項中 |
| 3,630円 | | 5,630円 | |

| | | | | |
|---------------------------------|---------|------|--------|---|
| (2) 繊維の精練、漂白、染色 及び仕上げ加工試験 | 精練、漂白試験 | 1 試料 | 1,240円 | を |
| | 染色試験 | 1 試料 | 2,030円 | |
| | な染試験 | 1 試料 | 2,030円 | |
| | 仕上げ加工試験 | 1 試料 | 1,300円 | |

| | | | | |
|---------------------------------|---------|------|--------|-------|
| (2) 繊維の精練、漂白、染色 及び仕上げ加工試験 | 精練、漂白試験 | 1 試料 | 1,240円 | に改める。 |
| | 染色試験 | 1 試料 | 2,030円 | |
| | 仕上げ加工試験 | 1 試料 | 1,300円 | |

同表③の表②の項中「3,540円」を「4,750円」と、「5,340円」を「5,630円」と改め、同表③の項中

| | | | | | | |
|---------|--------|------------|------|---------|------------|------|
| 食品の分析試験 | 粗たんぱく等 | 1 試料 | を | 食品の分析試験 | たんぱく質等 | 1 試料 |
| | 水分、塩分等 | 1 試料 | | | 水分等 | 1 試料 |
| | 灰分、酸度等 | 1 試料 | | | 灰分等 | 1 試料 |
| | 全糖、粗脂肪 | 1 成分 | | | 脂質等 | 1 試料 |
| 食品添加物分析 | 定性分析 | 前処理を要しないもの | 1 成分 | 定性分析 | 前処理を要しないもの | 1 成分 |
| | | 前処理を要するもの | 1 成分 | | 前処理を要するもの | 1 成分 |
| | 定量分析 | 前処理が簡単なもの | 1 成分 | 定量分析 | 前処理が簡単なもの | 1 成分 |
| | | 前処理が複雑なもの | 1 成分 | | 前処理が複雑なもの | 1 成分 |

に改める。

同表⑤の表⑩の項中「9,620円」を「12,380円」と改め、同表⑤⑥の項を削り、⑬の項を⑫の項とし、⑭の項を⑬の項とし、⑮の項を削り、⑯の項を⑭の項とし、⑰の項を⑯の項とし、⑱の項を⑰の項とする。

同表⑥の表①の項を次のように改める。

| | | | |
|-------------|-------|-----|--------|
| (1) 木材試験 | 含水率測定 | 1 件 | 1,590円 |
|-------------|-------|-----|--------|

同表⑦の表①の項中

| | | | |
|----------|------|--------|---|
| 三次元デジタイザ | 1 時間 | 2,670円 | を |
|----------|------|--------|---|

| | | | |
|-------------------|------|--------|------------|
| 可搬式三次元デジタイジングシステム | 1 時間 | 3,400円 | に改め、同表⑦の項中 |
|-------------------|------|--------|------------|

| |
|---|
| 630円 24時間を超える場合は、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 イ 50時間を超え200時間以下の場合 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 170円 |
| 700円 24時間を超える場合は、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 イ 50時間を超え200時間以下の場合 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 180円 |

を

| |
|--|
| 750円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 イ 50時間を超え200時間以下の場合 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 210円 |
| 770円 24時間を超える場合は、次に掲げる区分に応じ、1時間を超えるごとにそれぞれ次に定める金額を加算する。 ア 24時間を超え50時間以下の場合 イ 50時間を超え200時間以下の場合 ウ 200時間を超え1000時間以下の場合 220円 |

に定める 同表(3)の表中

| | | |
|--------|-----|------|
| 摩擦試験機 | 1時間 | 490円 |
| 破裂度試験機 | 1時間 | 600円 |

を

| | | |
|-------|-----|------|
| 摩擦試験機 | 1時間 | 490円 |
|-------|-----|------|

を

| | | |
|---------|-----|------|
| 引き裂き試験機 | 1時間 | 490円 |
| 圧縮弾性試験機 | 1時間 | 490円 |

を

| | | |
|---------|-----|------|
| 引き裂き試験機 | 1時間 | 490円 |
|---------|-----|------|

を

| | | |
|---------|-----|------|
| オネストメータ | 1時間 | 600円 |
| 脱水機 | 1時間 | 490円 |

を

| | | |
|---------|-----|------|
| オネストメータ | 1時間 | 600円 |
|---------|-----|------|

を

| | | | |
|----------------|-----|--------|--------------|
| サンプル整経機 | 1時間 | 1,760円 | を |
| 小型染色システム | 1時間 | 1,140円 | |
| サンプル整経機 | 1時間 | 1,760円 | に |
| 携帯型分光色差計 | 1時間 | 1,100円 | を |
| ヒートセッター | 1時間 | 4,150円 | |
| 携帯型分光色差計 | 1時間 | 1,100円 | に改め、同表(4)の項中 |
| 食品超高压処理装置 | 1時間 | 880円 | を |
| 超臨界流体抽出装置 | 1時間 | 1,540円 | |
| 高速液体クロマトグラフ | 1時間 | 3,150円 | に |
| 食品超高压処理装置 | 1時間 | 880円 | |
| 高温加熱顕微鏡 | 1時間 | 730円 | を |
| フィルタープレス | 1時間 | 630円 | |
| フィルタープレス | 1時間 | 900円 | に |
| フラッシュ法熱伝導率測定装置 | 1時間 | 4,950円 | を |
| フラッシュ法熱伝導率測定装置 | 1時間 | 4,950円 | に改める。 |
| 多目的X線回折装置 | 1時間 | 6,600円 | |

(いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則の一部改正)

第三条 いしかわ次世代産業創造支援センター条例施行規則(平成二十三年石川県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項を十一の項とし、同表十三の項中「樹脂熱分析システム」を「低温型熱分析システム」に、「三、四二〇円」を「三、八六〇円」に改め、同項を同表十二の項とし、同表十四の項中「樹脂熱分析システム」を「低温型熱分析システム」に、「三、九七〇円」を「四、七四〇円」に改め、同項を同表十三の項とし、同表中十五の項を十四の項とし、十六の項から四十の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川 県 知 事 馳 浩

石川 県 規 則 第 十 六 号

技能検定試験手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「二十五歳」を「二十三歳」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第十七号

石川県地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第三項中「第二項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 競走の当日において、規制薬物の取締りの一環として出走を制限すべき期間として知事が別に定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。

第六十五条第一項中「第三十七条の二第三項」を「第三十七条の二第四項」に改め、同条第二項中「第三十七条の二第二項」を「第三十七条の二第三項」に改める。

第七十二条第一項第二号中「第三十七条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。